

令和4年1月29日

各施設長様

大阪市こども青少年局保育施策部
保育企画課長
指導担当課長

無症状の陽性者の療養解除基準及び濃厚接触者の待機期間の変更について

各保育施設等におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応等に大変ご苦勞をいただいているところであり、厚くお礼申し上げます。

さて、標題につきまして、厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された対応について」が令和4年1月28日付けで一部改正されたため、変更内容を次のようにまとめましたので、ご確認ください。

記

1 無症状の陽性者（無症状病原体保有者）の療養解除基準の変更

○検体採取日（検査日）から「7日間」を経過し、発症がない場合には、8日目に療養解除を可能とする。

但し、10日間が経過するまでは検温を実施する等自主的な健康観察を行い、高リスクの場所や会食等は避け、マスク着用する等感染対策を行うこと。

※療養期間中に有症状になった場合の療養期間は、症状発現日を0日として、10日間とすることに変更はない。

2 濃厚接触者の待機期間の変更

○陽性者(感染者)との最終接触日から10日間を7日間に変更し、8日目に解除とする。

但し、10日間が経過するまでは検温実施する等自主的な健康観察を行い、高リスクの場所や会食等は避け、マスク着用する等感染対策を行うこと。

○社会機能維持者（保育者含む）の取扱いについて

・無症状の方に、事業者負担で薬事承認された抗原定性検査キットにより4日目及び5日目に検査を行い検査が陰性であった場合は7日を待たず待機を解除できる。

※お問い合わせ先：大阪府新型コロナ受診相談センター（06-7166-9911）

上記の適用日は1月28日からとなり、同時点で対象となっている人にも適用されます。